

特集

経営SHIEN会計

第1回 ～会計の現況とSHIENという考え方～

ファイナンシャルプランナー 大熊 信行 税理士 森本 弘明

1 はじめに

(1) 複雑化する社会

経営活動には多くの手続きがあります。そして、その手続きを行わないと企業活動が妨害されたり、権利が侵害されたりする危険性をはらんでいます。しかし、それらの手続きは、過度な対応が施されていることはないでしょうか。

会計の世界においても同様なことが起きています。粉飾決算や脱税をしないように様々な決まり事が絡み合って複雑化し、決まり事のためだけに会計情報が用いられ、経営の役には立っていないようなことが多いようです。

(2) 複雑な制度会計

会計情報が十分に活用できていない要因の一つに、会計制度が複雑化していることが挙げられます。会計制度は、「会社法」、「法人税法」、「金融商品取引法」など様々な法律で定められており、制度会計と呼ばれることがあります。

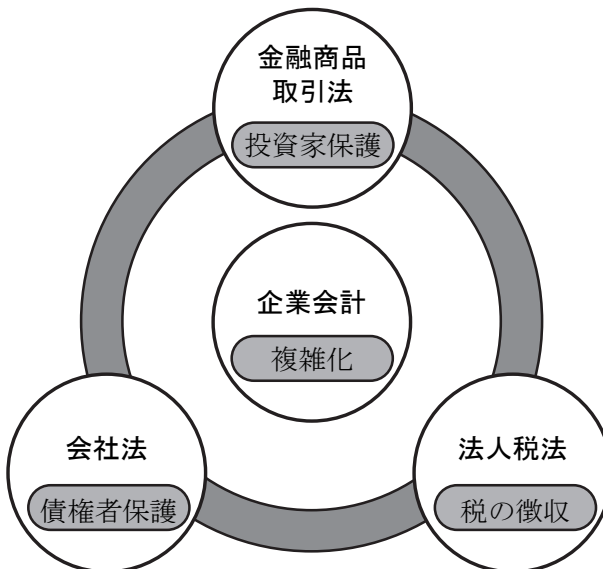
「会社法」では、債権者保護を目的とし、配当可能利益の算定の方法などを規定しています。全ての会社を対象に財政状態や経営成績を明らかにすることを求め、決算期ごとに計算書類を作成するよう規定されています。

「法人税法」では、税の徴収を目的とし、課税の公平の基本理念のもと、

法人の課税所得の算定の方法を定めています。その課税所得は、会社法が規定する計算書類に基づいて確定した決算をもとに、税法特有の調整を行って算定します。

また、「金融商品取引法」は、投資家保護を目的とし、投資判断に必要な財政状態や経営成績の開示の方法を定めています。株式を公開している株式会社や、一定額以上の有価証券を発行・募集する株式会社などの大きな会社を対象となり、会社法で定められた計算書類に加えて「有価証券報告書」や「有価証券届出書」を作成し、内閣総理大臣に提出することが求められています。

企業に関する制度会計では、少なくとも会社法会計と法人税法会計の適用を受け、それぞれの法律に則った処理をしなければなりません。さらに近年では、国際会計基準への対応が行われることにより、その内容はますます複雑なものとなっています。



(3) 制度会計の現在

これらの会計制度を全て理解している人は、おそらく一部の専門家ぐらいいだと考えられます。現在の企業を取り巻く会計は、専門家のための会計で、多くの経営者や企業で働く人々にとっては難しいと感じられており、企業に関わる人々全てが会計を十分に活用しているとは言い難い状況にあるようです。

そのような複雑で難しい会計からより単純で理解し、活用しやすい会計となることを目的とし、2012年2月には中小企業向けに「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されました。経営に役立つ会計として「中小企業の会計に関する基本要領」が普及していくことに期待をしたいと思います。

(4) 本稿の目的

これらの状況を踏まえ、経営に役立てるための会計を経営SHIEN会計と呼び、実際に活用していただくというのが本稿の目的であり、第1回である今回は、SHIENという考え方に軸を置いて解説したいと思います。次回以降は、シリーズ連載として、SHIENを活用した経営・会計について詳しく解説していく予定です。

会社の経営にかかわる全ての人たちが会計情報を活用し、経営SHIEN会計を実践し、心地よい経営を実現するための一助となればと思います。

2 会計の流れ

(1) 会計とは

さて、会計とはどういうものか、一度振り返っておきたいと思います。会計の定義について、多くの会計書に引用されているのが以下の2つです。

●アメリカ公認会計士協会(1940年)

会計とは、財務的な性質(少なくとも一部は)を有する取引および出来事を、意味ある方法で、また貨幣の名目で、記録、分類、総合するとともに、その結果を解釈する技術である。